

平成 17 年 4 月 26 日

17 情セ第 47 号

農林水産事務次官

石 原 葵 殿

「新しい行財政手法」の導入に関する提言

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

代表 大 河 原 太 一 郎

1980 年代以降、多くの先進国で行われた行政改革手法は、「ニュー・パブリック・マネージメント」と呼ばれ、わが国においても、小泉内閣の「骨太の方針」において「いまやニュー・パブリック・マネージメントは世界の行財政改革の潮流であり、その考え方を生かして政策プロセスの改革を図る」とされている。

このため、当農林水産政策情報センターにおいては、平成 16 年度からこの「新しい行財政手法(ニュー・パブリック・マネージメントによる行財政改革手法)」の導入をテーマとして、調査研究を行っている。

このたび、内外の調査結果、このテーマについて設けている調査研究委員会における助言等を踏まえ、中間とりまとめを行ったので、この中間とりまとめに基づき、今後の「新しい行財政手法」の導入の推進について、次のように提言する。

1 ニュー・パブリック・マネージメントによる行政改革への取組みについて

ニュー・パブリック・マネージメントによる行政改革が目指すところは、『「成果」を指向し、そのためには民間部門の活用等成果の追求につながることに、すべて前向きに取り組んでいく』ことである。

農林水産省においては、これまでも行政改革に取り組んできたところであるが、今後の行政改革の取組みにあたっては、こうしたニュー・パブリック・マネージメントの理論や手法を十分参考とし、成果の追求を基礎として、前例にとらわれず、どんなことであれ積極的に取り組んでいくこと。

2 地方農政局等の機能の整理

ニュー・パブリック・マネージメントでは、企画部門と実施部門を分離し、企画は中央庁が、実施は地方支分部局等の機関に委ねていくことが大きな要素となっている。

しかしながら、わが国の農林水産分野は、地域によってその特性が大きく異なっており、地域ごとに、地域に根ざした行政を行うことが要請されている。

このため、農林水産省の地方支分部局である地方農政局や農政事務所の企画立案機能を肇とする充実させ、地域に根ざした企画立案を行う体制を整備すること。

なお、当センターの海外調査では、諸外国においても、「ローカルな企画はローカルな機関でなければできない」と考えられ、ローカルの機関もその要請に応じて地域に根ざした企画を行っている。

3 行政運営の見直しについて

農林水産省では、不断に組織の改革（近年では、独立行政法人の整理）や定員の削減に取り組んでおられるが、ともすれば単に数合わせではないか、という印象を受けることもある。農林水産行政を巡る情勢に厳しいものがあることは理解するが、こうした行政運営の見直しにあたっては、農林水産政策の成果を向上するため、という視点を念頭において取り組むこと。

4 官と民とのパートナーシップの活用

新しい行財政手法の導入においてよく知られている民営化やエージェンシー化については、農林水産行政においては対象とするべき分野はほとんどないものと思われる。今後は、官と民とのパートナーシップの活用が課題になってくるものと考えられる。行政コミュニケーションに関する提言においてもその活用について 提言しているところであるが、行政コミュニケーションに関してだけでなく、あらゆる分野において、とくに消費者や医療関係者といった生産・加工・流通の関係者以外の人達や団体との間におけるパートナーシップの構築について検討し、その活用を図ること。

5 複数年予算制度について

当センターでは、複数年予算制度についてもテーマとして取り組んでいるが、その調査研究結果によれば、いまや複数年予算制度は多くの先進国において取り 組まれ、その内容も、行政の成果の追求を目指す視点に立った、現在わが国で行われている単年度予算とは、あらゆる面で大きく異なるものである。現在、わが 国でも試行的に複数年予算の編成が行われてはいるが、いずれ本格的な複数年予算システムの導入について検討を迫られる時期が来るものと考えられるので、導 入された場合の理論的背景、システム、手法等について、その調査、研究を行い、準備をしておくこと。